

移動円滑化基本構想

(概要版)

平成 20 年 3 月

三 島 市

目 次

第1章	三島市移動等円滑化基本構想策定の背景と目的等	1
1-1	移動等円滑化基本構想策定の背景及び目的	1
1-2	移動等円滑化のための法の概要	1
1-3	策定体制	3
1-4	協議会及び作業部会の役割と目的	3
第2章	移動等円滑化に関わる問題点と課題	4
2-1	まち歩きの実施	4
2-2	問題点と課題の整理	5
第3章	重点整備地区の検討	6
3-1	重点整備地区	6
3-2	重点整備地区の設定	7
第4章	重点整備地区の施設・道路	8
4-1	移動等円滑化に向けた施設や道路の基本的な考え方	8
4-2	移動等円滑化整備の基本方針	9
4-3	移動等円滑化整備の目標	10
4-4	整備すべき施設や道路	11
第5章	実施すべき事業の検討	18
5-1	実施すべき事業の区分	18
5-2	各種事業の展開方針	19
5-3	実施すべき事業の内容	19

第 1 章 三島市移動等円滑化基本構想策定の背景と目的等

1-1 移動等円滑化基本構想策定の背景及び目的

本格的な超高齢社会が到来し、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりが求められています。また、身体等に障がいのある方が社会の様々な活動に参加する機会を確保することなどが求められていることから、高齢者や身体等に障がいのある方をはじめ、誰もが安全に利用しやすいまちづくりを行うことが急務となっています。

本市には、年間 2,000 万人以上の乗降客がある三島駅や年間約 300 万人の観光客が訪れる三嶋大社があります。また、楽寿園や源兵衛川・桜川など水と緑のまちを象徴する自然があることから、これらの資源を活用し、「訪れたい・歩きたい・住みたい街」の形成を進めており、今後も引き続き進めていく必要があります。

また、人口減少と超高齢社会に向け、また、公共投資の効率性を図るため、郊外に拡散した都市機能を中心市街地に取り戻し、コンパクトなまちづくりを形成することが求められています。

このような背景から、本市においても高齢者や身体等に障がいのある方が日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、官公庁施設や商業施設、駅など公共交通機関の旅客施設、駅前広場、道路、公園などが集積した区域（主に中心市街地）に係る一体的・連続的な「移動等円滑化基本構想（バリアフリー化計画）」を策定することになりました。

1-2 移動等円滑化のための法の概要

平成 18 年 6 月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に代わるバリアフリー化推進のための新しい法律であり、前記 2 つの法律の性格を合わせ持つ内容となっています。

● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。（平成 18 年 6 月 法律第 91 号）

この法律に基づき、高齢者、障がい者及び移動等円滑化のための事業を実施する事業者等の協力のもと、「三島市移動等円滑化基本構想（以下、基本構想）」を策定することとしました。

(法律の基本的な枠組み)

基本方針 ((国) 主務大臣が策定)

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
 - ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
 - ・ 市町村が作成する基本構想の指針
- 等

移動等円滑化基準への適合義務等

- 旅客施設及び車両等、一定の道路、一定の路外駐車場、都市公園の一定の施設、特別特定建築物について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務、既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務
- 特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

移動等円滑化基本構想 (市町村が策定)

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設など高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
 - ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載
- 等

協議

協議会

公共交通特定事業

- ・ 公共交通事業者（鉄道事業者、バス事業者等）が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。

※自治体等による支援措置などあり

道路特定事業

- ・ 道路管理者（国、県、市町村等）が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。

交通安全特定事業

- ・ 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。

その他の事業

- ・ 当該事業者が駐車場、公園等の整備を実施する。

概ね平成 22 年までに実施（完了）を目標！

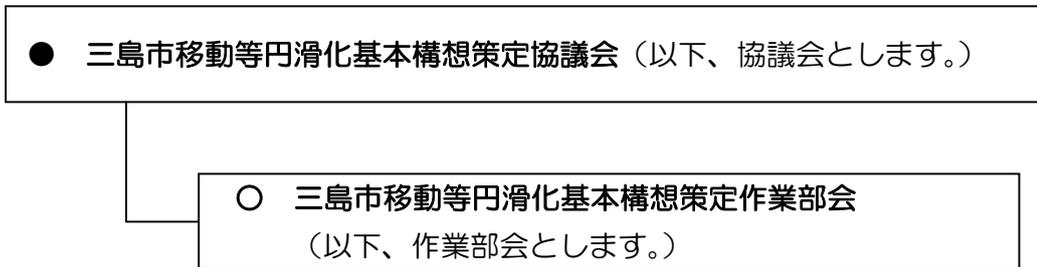
1-3 策定体制

基本構想の策定には、施設を利用する高齢者及び障がい者、行政、施設管理者、交通事業者など様々な視点から幅広い情報や意見を収集し、検討する必要があります。

このため、高齢者や身体障がい者等の市民団体、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などから構成する「三島市移動等円滑化基本構想策定協議会」（以下、協議会）を組織し、議論や計画に対する相互理解を深め、より実効性のある計画の策定を目指しました。

なお、意見交換や議論の質をより具体的に深めていくため、協議会と合わせて「三島市移動等円滑化基本構想策定作業部会」（以下、作業部会）を設置しました。

（組織概要図）



1-4 協議会及び作業部会の役割と目的

協議会及び作業部会の役割と目的は以下のとおりです。

区 分	役 割	目 的
協議会	・ 計画方針の確認 ・ 計画内容の確認 ・ 計画結果の承認	・ 様々な立場の視点から、計画の妥当性を検討。
作業部会	・ 施設利用者や管理者等の立場から、計画内容の検討と提案 ・ 特定事業の実施に向けた、具体的な計画内容の検討	・ 現状における問題点を整理するとともに、解決策等について検討。 ・ 個々の事業者の取組み体制や相互の連携等を確認するとともに、具体的な整備内容等についても検討。

基本構想は、作業部会、協議会での検討や協議結果を踏まえ、移動等円滑化の目標と基本方針、重点整備地区の区域、生活関連施設及び道路、実施すべき事業の内容等について取りまとめました。

第2章 移動等円滑化に関わる問題点と課題

2-1 まち歩きの実施

第2回作業部会で、調査地区を実際に歩いたり車椅子で移動することによる現状点検を行い、移動等円滑化に対する問題点・課題を抽出しました。

○ 実施日時 平成19年10月19日（金）



まち歩きルートの確認をしました。



話し合いながら点検をしました。



歩道と車道の関係も点検しました。



車椅子に体験乗車してみました。



車椅子での通行も点検してみました。



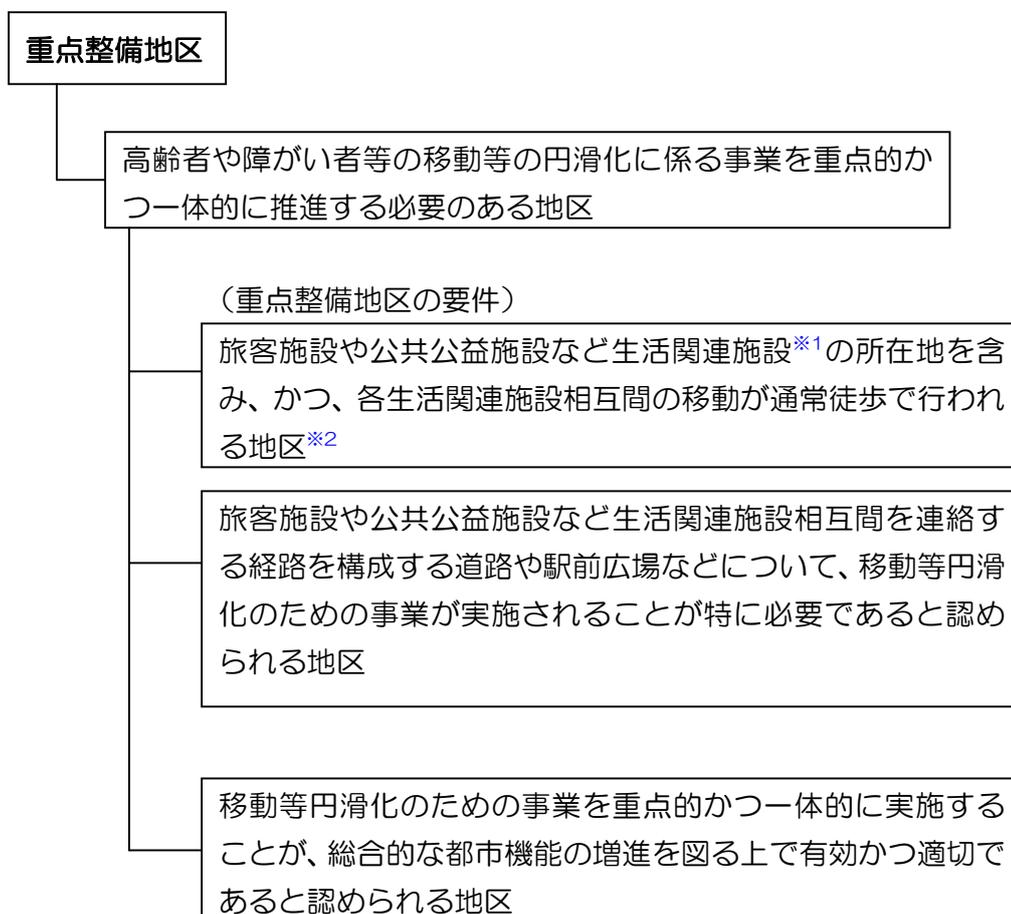
調査結果の取りまとめをしました。

2-2 問題点と課題の整理

問題点	課題
歩道の平坦性が確保できていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道部の歩車道段差の解消 ・ 横断歩道部の歩車道すりつけ処理の改善 ・ 歩道舗装面の凹凸の解消 ・ 歩道の横断勾配の緩勾配化 
歩道内の支障物が歩行空間を狭めている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道内に設置された電柱等の除去 ・ 歩道上に置かれた看板等の除去 ・ 歩道上の不法駐輪の根絶 
障がい者への配慮が足りない施設が歩行通路に設置されている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝蓋、排水樹蓋の溝穴の改善 ・ 視覚障害者誘導ブロック適切な設置 ・ 視覚障害者誘導ブロックの識別の容易化 
高齢者や障がい者が安全に利用できる道路構造となっていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の確保 ・ 歩行者安全性の確保 

第3章 重点整備地区の検討

3-1 重点整備地区



※1 (生活関連施設)

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

※2 (生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区)

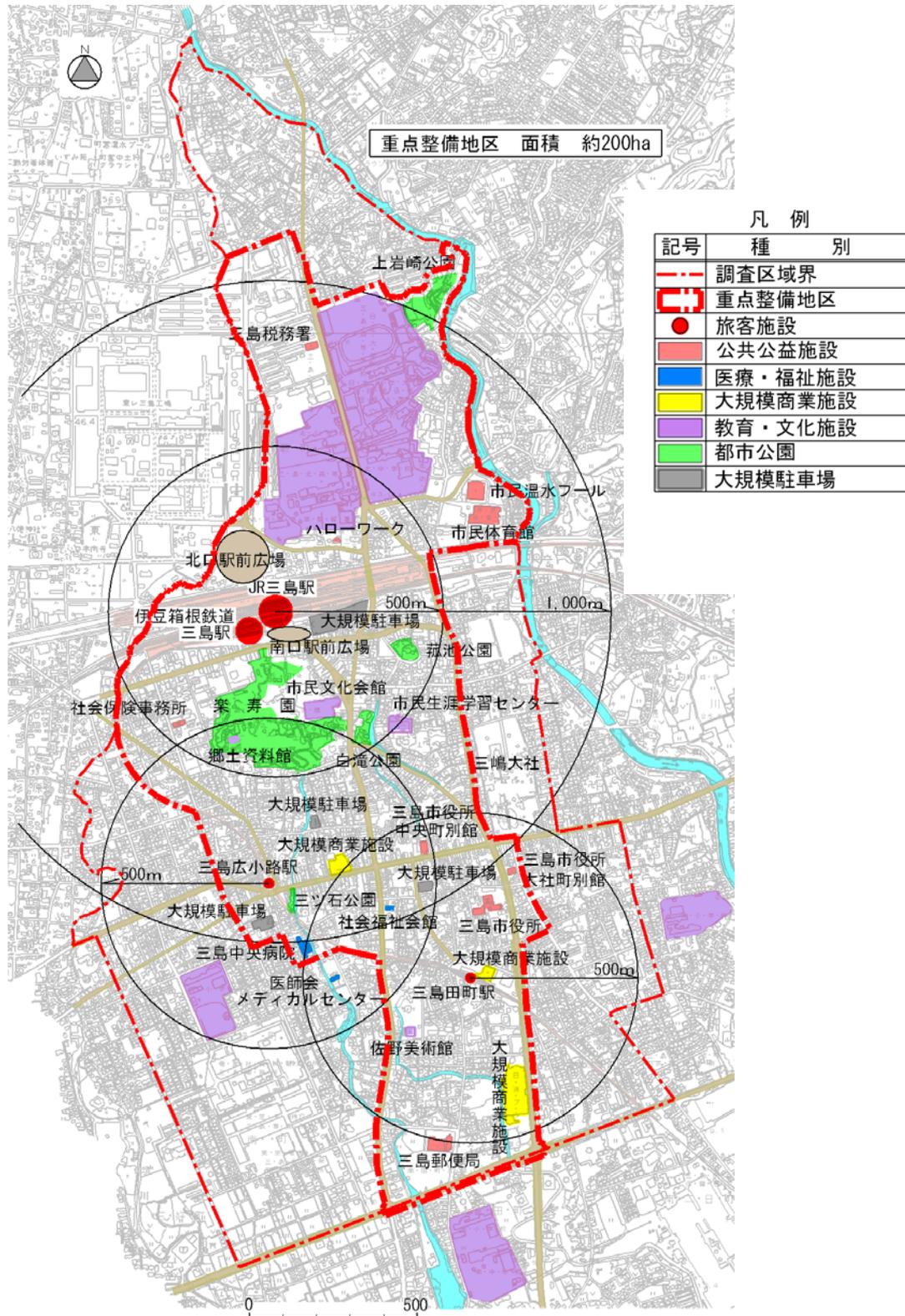
生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区。

※ 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年12月15日）よりの抜粋

重点整備地区の設定は、以上のような要件を勘案しつつ協議会及び作業部会により検討が行われました。

3-2 重点整備地区の設定

前項で整理した公共施設や商業施設等の立地状況及び移動の拠点となる旅客施設の配置などを勘案し、移動等円滑化のための事業を集中的に実施すべきであると考えられる地区、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区として下図の区域を選定し、「移動等円滑化促進のための重点整備地区」と設定しました。

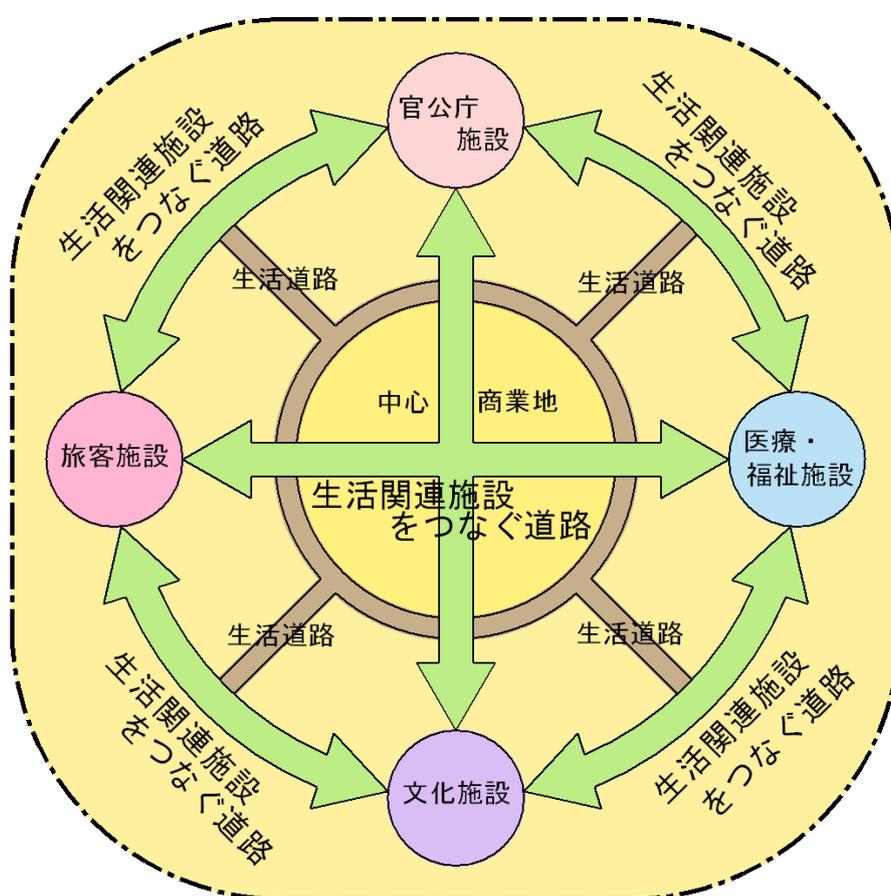


第4章 重点整備地区の施設・道路

4-1 移動等円滑化に向けた施設や道路の基本的な考え方

基本構想では、中心市街地に設定した重点整備地区において、高齢者や障がい者等が日常生活で多く利用する旅客施設や官公庁施設及び医療・福祉施設等を生活関連施設として、また、これら施設をつなぐ道路を選定し、重点的かつ一体的な整備を推進していきます。

(移動等円滑化による生活関連施設ネットワークのイメージ)



- ※ 生活関連施設（駅や市役所等）をつなぐ道路のネットワークを形成します。
- ※ 中心市街地で整備が推進されてきた生活道路（くらしの道）と連携し、安全で快適な移動空間を形成していきます。

4-2 移動等円滑化整備の基本方針

中心市街地では、現在「街中がせせらぎ事業」や「あんしん歩行エリア」等の整備による、都市環境向上のための整備が推進されていますが、移動等円滑化のための効果的なバリアフリー空間ネットワークを形成するためには、このような事業（関連事業）との連携が重要と考えます。

また、移動等円滑化のためには、道路や信号機などのハード面ばかりでなく、歩道上への商品や看板の張り出し、自転車の駐輪を行わないなど、市民意識の向上に係るソフト面の対応も必要となります。

そこで、次の理念のもと、高齢者や障がい者等が安心して歩けるまちを目指します。

さらさらと流れる“せせらぎ”のように、やすらぎと優しさのある
バリアフリーのまちを実現する

以上を踏まえて、移動等円滑化の目標を達成するため、基本方針を下記のように設定しました。

1) バリアフリー空間ネットワークの形成

生活関連施設をつなぐ道路と日常生活で利用する生活道路、また、「街中がせせらぎ事業」などによる高質な生活道路とのネットワークにより、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全で快適に活動できるバリアフリー空間の形成を目指します。

2) 市民・事業者・行政の協働による、効果的な各種施設整備の推進

基本構想で定める趣旨にのっとり、関係者の緊密な連携により、効果的で確実な移動等円滑化の実現を目指します。

3) こころのバリアフリーの推進

移動等円滑化のためには施設を整備するだけでなく、歩道上に歩行の障害になるものを置かないことや、困っている人への手助け・アドバイスなどが必要です。

このため、高齢者や障がい者等への配慮など市民意識の向上を図るための啓蒙活動を実施していきます。

（バリアフリー体験教室、施設管理職員等に対する教育訓練等）

4-3 移動等円滑化整備の目標

移動等円滑化整備の基本方針を受けて、高齢者や障がい者等が日常生活及び社会生活において移動手段として用いているもの、あるいは利用されると考えられる施設の移動等円滑化を実現していくために、道路や建築物等の公共施設管理者と緊密に連携しながら、以下に掲げる事項を達成すること目標とします。

(旅客施設・車両等)

- ・ 中心市街地に立地する伊豆箱根鉄道駿豆線の駅について、円滑に利用するための措置を可能な限り実施します。
- ・ 鉄道駅の駅前広場や重点整備地区における利用者の多いバス停留所施設について、安全快適に利用するための措置を可能な限り実施します。
- ・ 鉄道車両は、バリアフリー化された車両への代替を促進します。
- ・ バス車両は、低床バス及びノンステップバスへの代替を促進します。
- ・ タクシー車両は、福祉タクシー車両の導入を促進します。

(生活関連施設 - 公共公益施設等)

- ・ 建築物の移動通路や付属する駐車施設等の移動等円滑化を促進します。

(生活関連施設をつなぐ道路)

- ・ 重点整備地区内の生活関連施設をつなぐ道路の移動等円滑化を促進します。

(路外駐車場)

- ・ 重点整備地区内に立地する公共路外駐車場の移動等円滑化を促進します。

(都市公園)

- ・ 園路、駐車場、便所等施設の移動等円滑化を促進します。

(信号機等)

- ・ 重点整備地区の生活関連経路を構成する道路については、音響信号機、高齢者等感応式信号機等の設置、横断歩道であることを表示する道路標識の設置等の移動等円滑化を促進します。

4-4 整備すべき施設や道路

4-4-1 生活関連施設

生活関連施設とは、高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用頻度の高い旅客施設、官公庁施設、医療・福祉施設、文化施設及び商業施設等をいいますが、先に設定した重点整備地区における利用頻度の高い生活関連施設には次のようなものがあります。

区 分	施設の名称	摘 要
旅客施設	JR 三島駅	中長距離の移動拠点
	伊豆箱根鉄道駿豆線 三島駅	生活関連施設へのアクセス拠点
	// 三島広小路駅	//
	// 三島田町駅	//
官公庁施設	三島市役所	各種申請等
	三島税務署	確定申告・納税手続等
	ハローワーク	求職・求人等
文化施設等	三島市民文化会館	文化・芸術活動
	三島市民生涯学習センター	各種セミナーやサークル活動
	三島市立図書館 (三島市民生涯学習センターと併設)	図書の間覧・貸し出し等
	三島市民体育館	健康運動活動等
	佐野美術館	文化・鑑賞
医療福祉施設	三島市社会福祉会館	福祉活動
	三島中央病院	医療施設
利便施設	三島郵便局	郵便手続・金融等



(三島市役所)



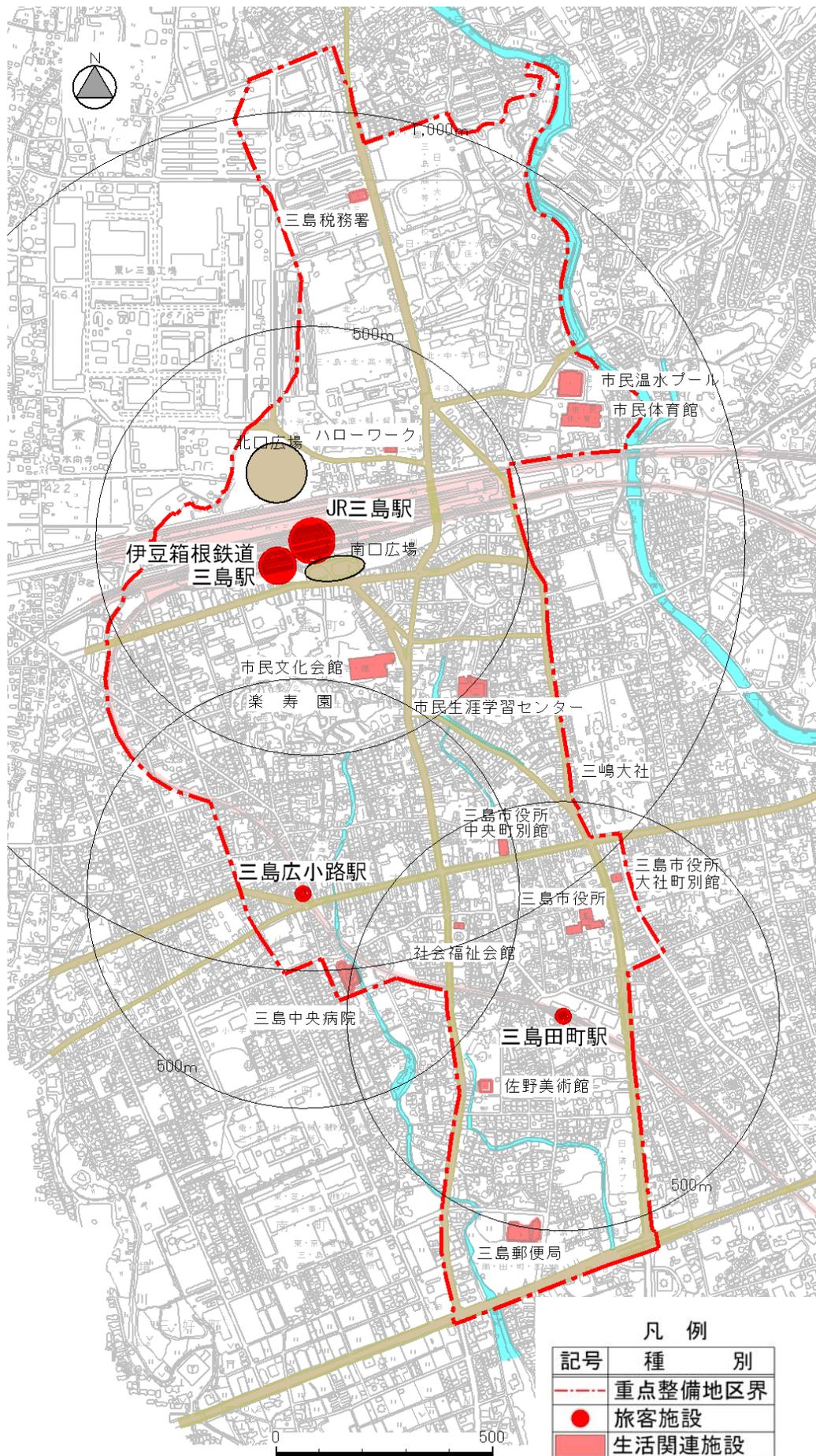
(三島市民文化会館)



(三島市民生涯学習センター)

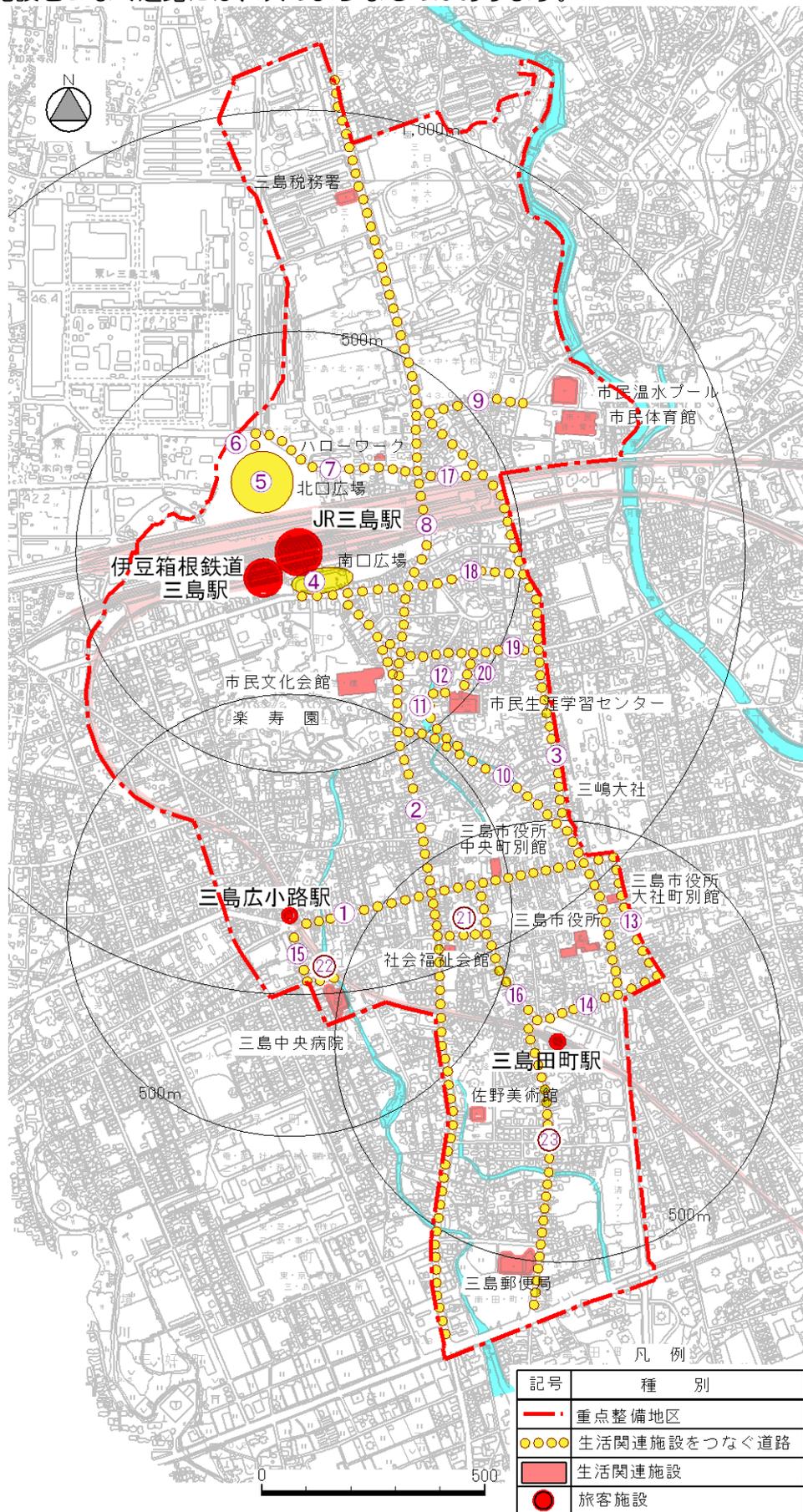


(三島市民体育館)



4-4-2 生活関連施設をつなぐ道路

生活関連施設をつなぐ道路には、次のようなものがあります。



番号	路線名称	区 間	摘 要
①	(主) 三島富士線 ((都) 川原ヶ谷八幡線)	(市) 大社前南二日町線 ～三島広小路駅前	中心商業地を通じ三島広小路駅と市役所をつなぐ道路
②	(主) 三島停車場線 ((都) 南町文教線・(都) 三島駅前通り線)	三島駅南口広場前 ～国道1号	国道1号と三島駅をつなぐ道路であり、沿道には市民文化会館、社会福祉会館、佐野美術館が立地している
③	(主) 三島裾野線 ((都) 東本町幸原線)	(市) 田町日の出町線 ～(市) 幸原萩線	JR 東海道線の南北をつなぐ道路であり、沿道には市役所や三嶋大社などが立地している
④	三島駅南口広場	—	公共交通の結節点であり、三島市の玄関口となっている
⑤	三島駅北口広場	—	
⑥	(市) 三島駅徳倉線 ((都) 三島駅北口線)	三島駅北口広場 ～(市) 文教町一丁目2号線	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
⑦	(市) 文教町一丁目2号線 ((都) 下土狩文教線)	三島駅北口広場北側交差点 ～(市) 鎧坂線	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
⑧	(市) 鎧坂線 ((都) 南町文教線)	(主) 三島裾野線 ～(主) 三島停車場線	JR 東海道線の南北をつなぐ道路であり、三島市中心市街地と市民体育館をつなぐ道路
⑨	(市) 市徳倉文教線	(主) 三島裾野線 ～市民体育館前	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
⑩	(市) 水上線 ((都) 水上線)	(主) 三島停車場線 ～(主) 三島裾野線	市役所と市民文化会館をつなぐ道路
⑪	(市) 大宮町一丁目6号線	(市) 水上線 ～(市) 大宮町一丁目7号線	市民生涯学習センター及び市立図書館へのアクセス道路
⑫	(市) 大宮町一丁目7号線	(市) 大宮町一丁目6号線 ～市民生涯学習センター前	
⑬	(市) 大社前南二日町線	(主) 三島富士線 ～(市) 田町日の出町線	三嶋大社門前町を通じ、三島田町駅と三嶋大社をつなぐ道路
⑭	(市) 田町日の出町線	三島田町駅前 ～(市) 大社前南二日町線	三島田町駅と市役所及び三嶋大社門前町をつなぐ道路
⑮	(市) 広小路町11号線	(一) 沼津三島線 ～(市) 広小路町10号線	三島広小路駅と三島中央病院をつなぐ道路
⑯	(一) 三島田町停車場線	(主) 三島富士線 ～(市) 田町日の出町線	三島田町駅から市役所や中心商業地などをつなぐ道路
⑰	(市) 文教町一丁目2号線の延長線((都) 下土狩文教線)	(市) 鎧坂線 ～(主) 三島裾野線	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
⑱	(市) 小山三軒家線 ((都) 小山三軒家線)	三島駅南口広場前 ～(主) 三島裾野線	JR 東海道線の南側を東西に通じ、三島駅南口広場に接続する道路
⑲	(市) 愛染院祇園線	(主) 三島停車場線 ～(主) 三島裾野線	市民生涯学習センター及び市立図書館へのアクセス道路
⑳	(市) 大宮町一丁目10号線	(市) 愛染院祇園線 ～市民生涯学習センター前	
㉑	(市) 南本町18号線	(主) 三島停車場線 ～(県) 三島田町停車場線	市役所と社会福祉会館をつなぐ道路
㉒	(市) 広小路町10号線	(市) 広小路町11号線 ～三島中央病院前	三島広小路駅と三島中央病院をつなぐ道路
㉓	(市) 北田町新谷線	三島田町駅前 ～ 国道1号	重点整備地区内の南部住宅地域を南北に通じ、三島田町駅や三島郵便局等へのアクセス道路

※ (主)：主要地方道、(一)：一般県道、(市)：市道、(都)：都市計画道路としての名称

番号	路線名称	区 間	摘 要
①	(主) 三島富士線 ((都) 川原ヶ谷八幡線)	(市) 大社前南二日町線 ～三島広小路駅前	・ 現在整備中です ・ 未整備区間の整備を促進する必要があります
②	(主) 三島停車場線 ((都) 南町文教線・(都) 三島駅前通り線)	三島駅南口広場前 ～佐野美術館前	・ 歩車道段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを改善する必要があります ・ 電柱等障害物の除去を推進する必要があります
③	(主) 三島裾野線 ((都) 東本町幸原線)	(市) 徳倉文教線 ～(市) 幸原萩線	・ 整備されていますが、必要に応じて部分改修を実施する必要があります
		(市) 田町日の出町線 ～(主) 三島富士線	
④	三島駅南口広場	—	
⑤	三島駅北口広場	—	
⑥	(市) 三島駅徳倉線 ((都) 三島駅北口線)	三島駅北口広場 ～(市) 文教町一丁目2号線	・ 三島駅北口広場整備事業により近年整備されました
⑦	(市) 文教町 一丁目2号線 ((都) 下土狩文教線)	三島駅北口広場北側交差点 ～(市) 鎧坂線	・ 平成 20 年度から整備を行う予定です
⑧	(市) 鎧坂線 ((都) 南町文教線)	(主) 三島裾野線 ～(市) 文教町一丁目2号線	
⑨	(市) 徳倉文教線	(主) 三島裾野線 ～市民体育館前	・ 歩車道段差の解消や横断歩道取り合い部を改良する必要があります
⑩	(市) 水上線 ((都) 水上線)	(主) 三島停車場線 ～(主) 三島裾野線	・ 必要に応じて部分改修を実施する必要があります
⑪	(市) 大宮町 一丁目6号線	(市) 水上線 ～(市) 大宮町一丁目7号線	
⑫	(市) 大宮町 一丁目7号線	(市) 大宮町一丁目6号線 ～市民生涯学習センター前	
⑬	(市) 大社前南二日町線	(主) 三島富士線 ～(市) 田町日の出町線	・ 平成 19 年度までの整備事業により整備されました
⑭	(市) 田町日の出町線	三島田町駅前 ～(市) 大社前南二日町線	・ 必要に応じて部分改修を実施する必要があります
⑮	(市) 広小路町 11号線	(一) 沼津三島線 ～(市) 広小路町10号線	

※ (主)：主要地方道、(一)：一般県道、(市)：市道、(都)：都市計画道路としての名称

4-4-3 路外駐車場

高齢者や障がい者等が中心市街地で活動する際、自動車での移動も盛んに行われていることから、安全で使いやすい駐車場の整備を推進していきます。

区分	施設の名称	摘要
路外駐車場	三島市営中央駐車場	中心市街地の公営駐車場
	三島駅南口東駐車場	三島駅南口に面する駐車場



(三島市営中央駐車場)



(三島駅南口東駐車場)

※ 路外駐車場 : 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。

4-4-4 都市公園

中心市街地で活動する高齢者や障がい者、また、市を訪れる多くの人々にとって、都市公園は休息、憩い、鑑賞の場として利用されています。

このため、より安全、快適に公園施設が利用できるよう、都市公園の施設についても高齢者や障がい者等の移動等円滑化に配慮した整備を推進していきます。

区分	施設の名称
都市公園	楽寿園
	白滝公園
	菰池公園
	上岩崎公園
	三ツ石公園



(白滝公園)



(菰池公園)

第5章 実施すべき事業の検討

5-1 実施すべき事業の区分

① 公共交通事業

重点整備地区内に立地する鉄道駅のバリアフリー化やバリアフリー化された鉄道・バス・タクシーなどの車両の導入を、関係する各公共交通事業者が公共交通特定事業計画を作成し実施していきます。

② 道路事業

重点整備地区内の生活関連施設をつなぐ道路については、道路の移動等円滑化整備ガイドラインなどに示される道路の整備指針に沿って、道路管理者が道路特定事業計画を作成し、道路の移動等円滑化を実施していきます。

③ 交通安全事業

重点整備地区内の交通信号機等については、静岡県公安委員会が交通安全特定事業計画を作成し、音響信号機、高齢者等感应式信号機等の設置などの移動等円滑化を実施していきます。

④ その他の事業

生活関連施設（公共公益施設等）、路外駐車場、都市公園の管理者は、建築物特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画を作成し、各々の管理施設について移動等円滑化を実施していきます。

⑤ 各種事業の実施と合わせて推進すべき措置及び留意事項

移動等円滑化の推進に向けた各種特定事業計画の事業の効果を十分に発揮するためには、ハード面の整備ばかりではなくソフト面での対応が重要となります。

このため、各種事業の実施と合わせて公共交通事業者や生活関連施設管理者等が職員等に対し、移動等円滑化のために必要な配慮などについて適切な教育訓練を実施することや、広く市民等を対象として、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の際に手助けを自然に行えるような啓蒙活動を実施するなど積極的に展開していきます。



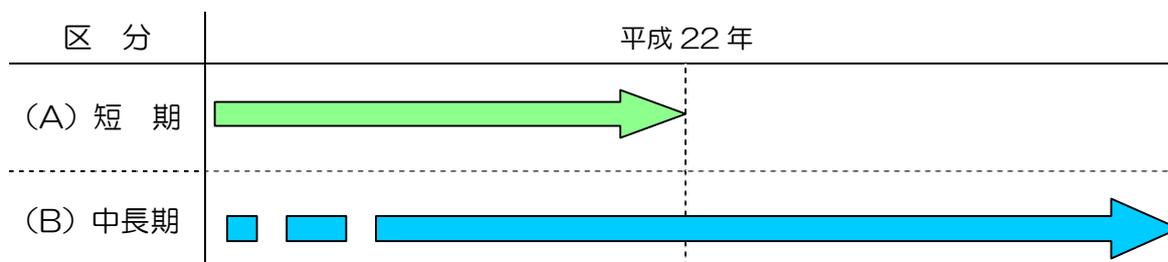
(バリアフリー教室の実施や、市民参加の寄り合い談議等の実施)

5-2 各種事業の展開方針

国により示される移動等円滑化の促進に関する基本方針では、当面の目標を平成22年（2010年）と設定し移動等円滑化の促進を図ることとしています。

このため、実施すべき各種事業について基幹事業としての重要度や事業実施の実現時期等を勘案し、(A)短期・(B)中長期の2段階の整備目標を設定して、重点整備地区における移動等の円滑化を目指すこととし、各種事業の展開方針を以下のとおり設定しました。

目標区分	目標時期等	摘要
(A) 短期	概ね平成22年を目標として整備を実施	主要な生活関連施設及び特定道路など、早急に整備実施が望まれる事業
(B) 中長期	概ね平成22年以降も継続して整備を実施	事業予算や整備時期などを関係者と調整の上、継続して整備実施への取組みが必要な事業



5-3 実施すべき事業の内容

(公共交通事業)

区分	事業者	事業内容	目標区分
鉄道交通	伊豆箱根鉄道(株)	・三島広小路駅のバリアフリー化	B
		・三島田町駅のバリアフリー化	B
		・バリアフリー化された鉄道車両の導入の促進	B(注1)
バス	バス事業者	・バリアフリー化された車両の導入の促進	B(注1)
タクシー	タクシー事業者	・福祉タクシーの導入の促進	B(注1)
教育・訓練	各事業者	・高齢者や障がい者への配慮などについて、職員等への教育・訓練の実施	A(注2)

※ (注1)：公共交通車両の導入については、今後代替するものは全てバリアフリー化された車両とします。

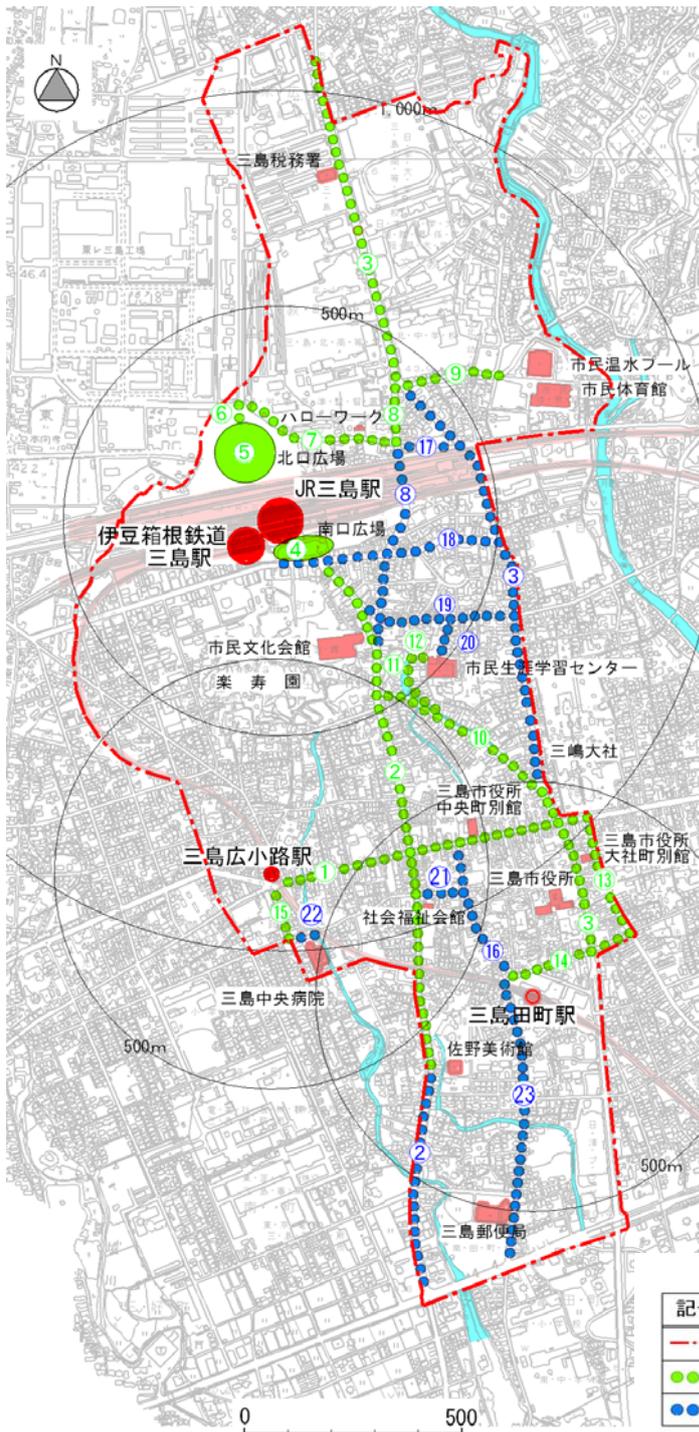
※ (注2)：職員等への教育・訓練については、今後継続して実施していきます。

(道路事業)

区分	事業者	事業内容
生活関連施設をつなぐ道路	静岡県 三島市	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通路の確保 ・歩車道接続部の段差の解消 ・道路側溝の溝蓋の改善 ・視覚障害者誘導ブロックの設置、改築 ・電柱等歩行障害物の移設、撤去 ・適切な案内標識等サインの設置

※ 三島駅南北アクセス強化策については、可能性調査を行っており、その結果を踏まえてアクセス性の向上を図るための検討をしていきます。

(道路事業の目標区分)



番号	路線名称
①	(主) 三島富士線 (都) 川原ヶ谷八幡線
②	(主) 三島停車場線 (都) 南町文教線・三島駅前通り線
③	(主) 三島裾野線 (都) 東本町幸原線
④	三島駅南口広場
⑤	三島駅北口広場
⑥	(市) 三島駅徳倉線 (都) 三島駅北口線
⑦	(市) 文教町一丁目2号線 (都) 下土狩文教線
⑧	(市) 鏡坂線 (都) 南町文教線
⑨	(市) 徳倉文教線
⑩	(市) 水上線 (都) 水上線
⑪	(市) 大宮町一丁目6号線
⑫	(市) 大宮町一丁目7号線
⑬	(市) 大社前南二丁目線
⑭	(市) 田町日の出町線
⑮	(市) 広小路町11号線
⑯	(一) 三島田町停車場線
⑰	(市) 文教町一丁目2号線の延長線 (都) 下土狩文教線
⑱	(市) 小山三軒家線 (都) 小山三軒家線
⑲	(市) 愛染院祇園線
⑳	(市) 大宮町一丁目10号線
㉑	(市) 南本町18号線
㉒	(市) 広小路町10号線
㉓	(市) 北田町新谷線

※ (主)：主要地方道
(一)：一般県道
(市)：市道
(都)：都市計画道路としての名称

凡例

記号	種別	摘要
---	重点整備地区	
●●●	区分 A	概ね平成22年を目標に事業を実施
●●●	区分 B	概ね平成22年以降も引き続き事業を実施

(交通安全事業)

区分	事業者	事業内容	目標区分
生活関連施設 をつなぐ道路	静岡県公安 委員会 三島警察署	・音響信号機、高齢者等感应式信号機等の設置 ・違法駐車取締りの強化	A

(生活関連施設(建築物)に関わる事業)

区分	事業者	事業内容	目標区分
市役所	三島市	・エレベーターの設置 ・視覚障害者誘導経路の整備 ・庁内の案内サインの整備 ・その他必要な移動等円滑化対策	A
その他の生活 関連施設	各施設管理者	・視覚障がい者等に対する施設への誘導経路の整備(誘導ブロックの設置等) ・移動通路における段差の解消 ・館内の案内サインの整備 ・車いす利用者用駐車施設の確保 ・その他必要な移動等円滑化対策	B(注)

※ (注): 建物の改築など多大な費用が伴う対策については中長期的に対応していくこととなりますが、施設を管理する職員等の心配りで対応できる処置については速やかに実施していきます。



(フロアマットや商品など、誘導経路上の障害物の除去等)

(その他事業)

区分	事業者	事業内容	目標区分
路外駐車場	三島市	・車いす利用者用駐車施設の確保 ・場内移動通路のバリアフリー化 ・案内サインの整備	A
都市公園	三島市	・入り口部や園路における段差の解消 ・案内サインの整備	A

移動円滑化基本構想

(概要版)

三島市 建設部 都市計画課

三島市北田町 4-47 Tel : 055-983-2631

Email:toshikei@city.mishima.shizuoka.jp

平成 20 年 3 月発行
